**●タクシー乗車券のご利用についての注意点●**

○ タクシー券を交付された方以外の利用はできません。

○ 1回の利用枚数に制限はありませんが、３００円以下の支払いの際は現金でお支払いください。

　タクシー料金の支払いにおいて乗車券を使用し、３００円未満の端数が出た場合は、その端数の金額は現金でお支払いください｡

【タクシー料金が１，０００円の場合】

 ・乗車券３枚（９００円分）をご利用いただき、残りの１００円を現金でお支払いください｡

 ・乗車券４枚（１，２００円分）を利用して、２００円のおつりをもらうことはできません。

 ・乗車券４枚（１，２００円分）を利用して、２００円分のおつりをもらわないこともでき

 ません。

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のご利用について

　降車時には、乗務員に乗車券と一緒に手帳を提示してください｡

○ 手帳をお持ちではない方のご利用について

　手帳をお持ちでない方が、じん臓障害者通院助成事業でタクシー券の交付を受けられた場合、タクシー降車時に手帳のかわりにご本人であることを確認できるものを提示してください｡

　（例）運転免許証・保険証等

○ 広島県タクシー協会に加盟しているタクシー業者のタクシーに乗車した場合、料金は一割引きになります｡

　身体障害者・療育手帳をお持ちの方は、手帳を提示すれば、メーター表示額の料金が一割引になる場合があります。（精神障害者保健福祉手帳は除く）

　また、この割引とタクシー乗車券の併用は可能です｡

○ 紛失、又は盗難等に対し庄原市は一切その責任を負いません｡

　乗車券は一会計年度当り、一度しか発行できません。

紛失・破損された場合や、盗難にあった場合でも再交付はできませんのでご注意ください｡

○別添記載の庄原市福祉タクシー協力機関以外のタクシーでは使用しないでください。

○福祉タクシー券の適正な利用に、ご協力お願いいたします。

　不正に使用された場合、相当する金額を返還していただく場合があります。